



令和2年8月17日
行政経営部危機管理課

台風など風水害時の避難所運営体制を強化します！

台風など風水害時には、洪水浸水想定区域内にあるなど、使用できない避難所があることから、風水害時に優先的に開設する避難所を予め選定し、公表・周知することにより、災害時の円滑な避難を目指します。

また、避難所の運営に従事する職員を増員するとともに、避難所ごとに予め選定し、事前の研修や施設・地域との打ち合わせを実施することにより、避難所の運営体制を強化します。

○ 避難所の運営体制強化の概要

1 風水害時に優先的に開設する避難所

- ・河川の流域等ごとに、災害時に優先的に開設する避難所（48か所）を選定 別紙
 - ※ 新型コロナウイルス感染症対策により、収容人数が低下することから、学校については開放可能な諸室など体育館以外の施設も活用するとともに、田川流域については指定一時避難所（県庁昭和館、宇都宮二荒山神社）の協力を得た。

2 避難所の運営職員の増員と職員の事前選定

- ・避難所1か所につき2人体制 ⇒ 第1班4人、第2班3人の体制に増員
- ・優先的に開設する避難所については、予め職員を選定し、今後、事前の研修や避難所となる施設、地域との打ち合わせを実施する。

台風第19号の課題等を踏まえたこれまでの取組

- ・避難所における毛布・食料等の備蓄数量の増や、電動ポンプ等備蓄品目の拡充、ガス発電機等の追加配備（順次配備）
- ・緊急告知機能付防災ラジオ購入補助要件を緩和し、対象者を拡大（令和2年2月）
- ・「避難所開設・運営ガイドライン」の作成（令和2年3月）
- ・被災状況や避難所などの情報を迅速に庁内共有するための「災害情報共有システム」の運用開始（令和2年7月）

新型コロナウイルス感染症に対応したこれまでの取組

- ・避難所におけるマスクや非接触型体温計等の感染防止対策物品の配備（順次配備）
- ・避難所開設運営シミュレーション訓練の実施（令和2年6月）
- ・「避難所開設・運営ガイドライン 感染症対策編」の作成（令和2年7月）